

○小田原市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る要綱

平成28年4月1日

改正

平成29年4月1日

令和2年6月5日

小田原市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定、法第19条第1項の規定による届出、第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び法第36条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定等について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(市長が必要と認める図書)

第3条 省令第12条第1項（省令第14条第1項において準用する場合を含む。）の規定による市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 住宅の品質確保等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し（戸建て住宅に係るもので、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であるものに限る。）

(2) その他市長が必要と認める図書

2 省令第23条第1項の規定による市長が必要と認める図書は次のとおりとする。

(1) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「判定機関」という。）による技術的審査を受けた場合にあっては、当該判定機関

が交付する適合証

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(3) 登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けた場合にあつては、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し（戸建て住宅に係るものであつて、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費等級が等級4又は5であるものに限る。）

(4) その他市長が必要と認める図書

3 省令第30条第1項の規定による市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 判定機関による技術的審査を受けた場合にあつては、当該判定機関が交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(3) 法第12条第1項又は法第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合判定を受けた場合にあつては、省令第4条第1項又は省令第5条第1項に規定する適合判定通知書の写し

(4) 法第30条第1項の規定に基づく認定を受けた場合にあつては、建築物のエネルギー消費性能向上計画に係る省令第25条第2項の規定による通知書の写し

(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定を受けた場合にあつては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の規定による通知書の写し

(6) 登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けた場合は、住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し

(7) その他市長が必要と認める図書

4 前項第1号及び第5号の場合にあつては、当該各号に掲げるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しを添付するものとする。

(市長が不要と認める図書)

第4条 省令第12条第3項(省令第14条第1項において準用する場合を含む。)の規定による市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する図書を提出した場合にあっては、各種計算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不要と認める図書

2 省令第23条第3項の規定による市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2項第1号から第3号までに規定する図書を提出した場合にあっては、各種計算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不要と認める図書

3 省令第30条第3項の規定による市長が不要と認める図書は次のとおりとする。

- (1) 前条第3項第1号から第6号までに規定する図書を提出した場合にあっては、各種計算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不要と認める図書

(建築確認の審査の申出)

第5条 法第30条第2項後段(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請と併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ようとする者は、同項の申請書の正本及び副本を提出するものとする。ただし、当該申出に係る建築物が同法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を要するものである場合にあっては、同法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写しを添付するものとする。

2 前項の場合において、建築基準法第6条第1項の申請書には、省令第23条第1項に規定する申請書の写しを添付するものとする。

(軽微な変更)

第6条 市長は、建築主が省令第3条に規定する軽微な変更をしたときは、当該建築主に対して建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更届(様式第1号)に変更内容を示す図書を添えて届け出るよう求めることができる。(エネルギー消費性能に係る計算を要する場合を除く。)

2 市長は、認定建築主が省令第26条に規定する軽微な変更をしたときは、当該認定建築主に対して軽微な変更届(様式第2号)にそれぞれ添付図書のうち変更に係るも

の（変更後の図書に認定時の計画を変更部分のみ朱書表示したものとする。）を添えて届け出るよう求めることができる。

3 前2項の軽微な変更届の提出通数は、正本1通及び副本1通とする。

4 省令第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。以下「確保計画」という。）の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を市長に求める者は、軽微変更該当証明申請書（様式第3号）（当該変更後の確保計画に係る省令別記様式第1第2面から第5面までに規定する記載事項を記載した書面を含む。）の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省令第1条第1項に規定する図書（当該変更に係る部分に限る。）

(2) 当該確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書（市長が当該判定を行った場合には、当該判定に要した図書を除く。）

(3) その他市長が必要と認める図書

5 市長は、前項の申請に係る変更が省令第3条に規定する軽微な変更該当すると認めるときは、同項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、軽微変更該当証明書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請をした者又は省令第11条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請をした者が、これらの申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 法第29条第1項若しくは法第36条第1項の規定による認定を申請した者又は法第31条第1項の規定による変更の認定を申請した者（次条において「申請者」という。）が、これらの申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

3 前2項の取下げ届の提出通数は、正本1通及び副本1通とする。

（認定をしない旨の通知）

第8条 市長は、法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は法第36条第2項の認定をしないときは、不認定通知書（様式第7号）に

よりその旨を申請者に通知するものとする。

(工事監理の状況)

第9条 建築基準法第7条第1項(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請は、法第11条第1項の規定が適用される場合にあつては、省エネ基準に係る工事監理の状況(様式第8号又は様式第9号)を添付して行わなければならない。

(工事完了報告)

第10条 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告書(様式第10号)に、次の各号のいずれかに掲げる図書を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の15に規定する工事監理報告書の写し
- (2) 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工事の完了を確認することができる書面であつて市長が適当と認めるもの

(計画の取りやめ等)

第11条 建築主は、法第12条第1項若しくは第2項又は法第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等を取りやめようとするときは、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等を取りやめる旨の申出書(様式第11号)に省令第4条第1項第1号に規定する通知書を添えて、市長に申し出なければならない。

2 建築主は、法第19条第1項若しくは法附則第3条第2項の規定による届出又は法第20条第2項若しくは法附則第3条第7項による通知に係る建築物の新築等を取りやめようとするときは、届出等に係る建築物の新築等を取りやめる旨の申出書(様式第12号)により、市長に申し出なければならない。

3 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取

りやめる旨の申出書（様式第13号）に、省令第25条第2項に規定する通知書（法第31条第2項において準用する法第30条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、当該通知書及び省令第28条において読み替えて準用する省令第25条第1項の規定による変更の認定通知書）を添えて、市長に申し出なければならない。

4 法第36条第2項の認定を受けた者は、基準適合認定建築物が滅失したとき、又は基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったときは、認定取消申請書（様式第14号）に、省令第31条第2項に規定する通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

5 前各項の申出書又は申請書の提出通数は、正本1通及び副本1通とする。

（認定の取消し）

第12条 市長は、法第34条の規定により計画の認定を取り消したとき又は法第37条の規定により表示認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第15号）により、認定を取り消された者に対し取り消した旨とその理由を通知するものとする。

（建築主等の変更）

第13条 建築主等が、建築主等を変更しようとするときは、建築主等変更届（様式第16号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の建築主等変更届の提出通数は、正本1通及び副本1通とする。

（台帳の整備）

第14条 市長は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは変更の認定又は基準適合認定を行ったときには、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請処理簿にその内容を記載するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 1 号（第 6 条関係）

（第一面）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更届

年 月 日

（あて先）小田原市長

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

印

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物エネルギー消費性能に関する法律施行規則第 3 条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

- 1 建築物等の名称
- 2 建築物等の所在地
- 3 省エネ適合判定年月日・番号
- 4 変更の内容
 - A 省エネ性能が向上する変更
 - B 一定の範囲内の省エネ性能が減少する変更
- 5 備考

（本欄には、記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 処理欄
-------	-------

（注意）

- 1 正本 1 部及び副本 1 部を提出してください。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 上記 4（変更の内容）において、A にチェックした場合には第二面に、B にチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。

(第二面)

[A 省エネ性能が向上する変更]

・変更内容は、□チェックに該当する事項となる
<input type="checkbox"/> ① 建築物高さもしくは外周長の減少 <input type="checkbox"/> ② 外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積の減少 <input type="checkbox"/> ③ 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更 <input type="checkbox"/> ④ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更 <input type="checkbox"/> ⑤ 設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更 <input type="checkbox"/> ⑥ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設 <input type="checkbox"/> その他 ()
・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

[B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更]

・変更前の BEI = () ≤ ()	
・変更となる設備の概要	
<input type="checkbox"/> 空気調和設備 変更内容記入欄	{
<input type="checkbox"/> 機械換気設備 変更内容記入欄	{
<input type="checkbox"/> 照明設備 変更内容記入欄	{
<input type="checkbox"/> 給湯設備 変更内容記入欄	{
<input type="checkbox"/> 太陽光発電 変更内容記入欄	{
・添付図書等	
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

【空気調和設備関係】

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加
外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加の確認
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ (方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加
変更内容 <input type="checkbox"/> ガラス種類 <input type="checkbox"/> ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ (方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
(ろ) 熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下
平均熱源効率 (冷房平均 COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
平均熱源効率 (暖房平均 COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(い)、(ろ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
(ろ) 計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ)
室用途 (駐車場) 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 (厨房) 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

【照明設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 単位面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第三面 別紙)

【給湯設備関係】

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第三面 別紙)

【太陽光発電関係】

下表掲げる(い)、(ろ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値 () 変更後 システム容量の合計値 () 変更前・変更後のシステム容量減少率 () %
(ろ) パネル方位角について30度を超えない変更かつ傾斜角について10度を超えない変更
パネル番号 () パネル方位角 <input type="checkbox"/> 30度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/> 10度を超えない変更 () 度変更
パネル番号 () パネル方位角 <input type="checkbox"/> 30度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/> 10度を超えない変更 () 度変更

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

軽微な変更届

年 月 日

（あて先）小田原市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項及び建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する軽微な変更をしたので、小田原市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る要綱第6条第2項の規定により届け出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の住所、氏名
- 5 変更事項

変更前	変更後

（本欄には、記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 処理欄
-------	-------

（注意）

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の申請を行った場合に限り）を記載してください。

様式第3号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

（あて先）小田原市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印
代表者の氏名
設計者の氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

- 1 適合判定通知書番号
第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 3 適合判定通知書交付者

（本欄には、記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 処理欄
-------	-------

（注意）

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添付してください。

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

軽微変更該当証明書

第 年 月 日

申請者 様

小田原市長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

様式第5号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

取下げ届

年 月 日

（あて先）小田原市長

申請者の住所又は
主たる事業所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第2項、同法第13条第2項若しくは第3項又は同法施行規則第11条の規定に基づく申請を取り下げたいので、小田原市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

1 申請の種類

法第12条第1項の規定による申請 法第13条第2項の規定による申請
 法第12条第2項の規定による申請 法施行規則第11条の規定による申請

2 申請年月日

年 月 日

3 建築物の位置

4 取下げの理由

5 備考

（本欄には、記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 処理欄
-------	-------

（注意）

- 1 正本1部及び副本1部を提出してください。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第6号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

取下げ届

年 月 日

（あて先）小田原市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項若しくは第36条第1項の規定による認定申請又は第31条第1項の規定による変更の認定申請を取り下げたいので、小田原市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

1 申請の種類

- 法第29条第1項の規定による認定申請
- 法第31条第1項の規定による変更の認定申請
- 法第36条第1項の規定による認定申請

2 申請年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 取下げの理由

5 備考

（本欄には、記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 処理欄
-------	-------

（注意）

- 1 正本1部及び副本1部を提出してください。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第7号（第8条関係）

様式第7号（第8条関係）

不認定通知書

第 年 月 日

申請者 様

小田原市長 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 理由

この処分不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して、3か月以内に小田原市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第 8 号 (第 9 条関係)

様式第 8 号 (第 9 条関係)

省エネ基準に係る工事監理の状況 (モデル建物法)

年 月 日

(あて先) 小田原市長

この書類に記載した事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

㊟

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外 皮	[1] 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	[2] 窓の仕様及び設置状況(ブラインドボックス、ひさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
空 気 調 和 設 備	[1] 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	[2] 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	[3] 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	[4] 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	[5] 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	[6] 空調機ファンの変风量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換 気	[1] 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適

	[2] 送風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
照明設備	[1] 照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	適・不適
	[2] 各種制御の設置状況 (在室検知制御等※ 注意,7 参照)		A・B・C	適・不適
給湯設備	[1] 給湯機器の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	[2] 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	[3] 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
昇降機	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載して下さい。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

(A：目視による立合確認、B：計測等による立合確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)

様式第9号（第9条関係）

様式第9号（第9条関係）

省エネ基準に係る工事監理の状況（標準入力法等）

年 月 日

（あて先）小田原市長

この書類に記載した事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

印

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外皮	[1] 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	[2] 窓の仕様及び設置状況(ブラインドボックス、ひさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
空調設備	[1] 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	[2] 冷暖同時供給の有無		A・B・C	適・不適
	[3] 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	[4] 蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	[5] 2次ポンプの仕様(流量制御方式を含む。)、設置状況		A・B・C	適・不適
	[6] 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	[7] 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	[8] 空調機の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適

	[9] 空調機ファンの変風 量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	[10] 予熱時外気取入れ停 止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	[11] 外気冷房制御の有無		A・B・C	適・不適
	[12] 全熱交換器の仕様、設 置状況		A・B・C	適・不適
	[13] 全熱交換器のバイパ ス制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換 気 設 備	[1] 換気設備(換気代替空 調機を含む。)の仕様、 設置状況		A・B・C	適・不適
	[2] 換気設備に係る各種 制御(換気代替空調機 を含む。)の設置状況		A・B・C	適・不適
照 明 設 備	[1] 照明器具の消費電力、 台数及び取付状況		A・B・C	適・不適
	[2] 各種制御の設置状況 (在室検知制御等※ 注意7参照)		A・B・C	適・不適
給 湯 設 備	[1] 給湯機器の仕様、設置 状況		A・B・C	適・不適
	[2] 給湯配管の保温の仕 様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	[3] 節湯器具の仕様及び 設置状況		A・B・C	適・不適
	[4] 太陽熱利用設備の仕 様、設置状況		A・B・C	適・不適
設 昇 降 備 機	昇降機の仕様及び設置 状況		A・B・C	適・不適

太陽光発電設備	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
コージェネレーションシステム	コージェネレーションシステムの仕様、設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「標準入力法等」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載して下さい。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

(A：目視による立合確認、B：計測等による立合確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)

様式第10号（第10条関係）

様式第10号（第10条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告書

年 月 日

（あて先）小田原市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

印

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了したので報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の住所、氏名
- 5 計画に従って低炭素建築物の新築等工事が行われたことを確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号

住所

氏名

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号

名称

所在地

（本欄には、記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 処理欄
-------	-------

（注意）

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 報告者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第11号（第11条関係）

様式第11号（第11条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

年 月 日

（あて先）小田原市長

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は同法第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等を取りやめたいので、小田原市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る要綱第11条第1項の規定により申し出ます。

1 適合判定通知書番号

第 号

2 適合判定通知書交付年月日

年 月 日

3 建築物の位置

4 建築主の住所、氏名

5 取りやめる理由

（本欄には、記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 処理欄
-------	-------

（注意）

- 1 建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 建築主の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第12号（第11条関係）

様式第12号（第11条関係）

届出等に係る建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

年 月 日

（あて先）小田原市長

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項若しくは同上附則第3条第2項の規定による届出又は同法第20条第2項若しくは同法附則第3条第7項による通知に係る計画を取りやめたいので、小田原市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る要綱第11条第2項の規定により申し出ます。

1 取りやめる計画の届出又は通知の種類

法第19条第1項の規定による届出

法第20条第2項の規定による通知

法附則第3条第2項の規定による届出

法附則第3条第7項の規定による通知

2 取りやめる計画の届出又は通知年月日

年 月 日

3 取りやめる計画の届出書又は通知書の受付番号

第 号

4 建築物の位置

5 建築主の住所、氏名

6 取りやめる理由

（本欄には、記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 処理欄
-------	-------

（注意）

- 1 建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 建築主の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第13号（第11条関係）

様式第13号（第11条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

年 月 日

（あて先）小田原市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

印

次の認定建築物のエネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめたいので、小田原市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る要綱第11条第3項の規定により申し出ます。

- 1 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）

（本欄には、記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 処理欄
-------	-------

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定建築主の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 認定建築主の氏名の欄には、建築を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

様式第14号（第11条関係）
様式第14号（第11条関係）

認定取消申請書

年 月 日

（あて先）小田原市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は
代表者の氏名

印

小田原市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る要綱第11条第4項の規定による認定の取消しを申請します。

- 1 基準適合認定建築物の認定番号
- 2 基準適合認定建築物の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定取消しの理由
- 5 備考

（本欄には、記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 処理欄
-------	-------

（注意）

- 1 正本1部及び副本1部を提出してください。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第15号（第12条関係）

様式第15号（第12条関係）

認定取消通知書

第 年 月 日 号

認定建築主 様

小田原市長 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条又は第37条の規定に基づき、下記の理由により当該認定を取り消したのでこれを通知します。

記

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

- 1 認定建築主の氏名又は名称
- 2 認定建築主の住所
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定に係る建築物の構造
- 5 理由

(※) は法第30条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

この処分不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して、3か月以内に小田原市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、処分の日の翌日から1年を経過したときは、審査請求及び処分の取消しの訴えを提起することはできません。

様式第16号（第13条関係）

様式第16号（第13条関係）

建築主等変更届

年 月 日

（あて先）小田原市長

建築主等の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主等の氏名又は名称
代表者の氏名

印

次のとおり建築主等を変更したいので、関係図書を添えて届け出ます。

1 交付番号

第 号

2 交付年月日

年 月 日

3 建築主等の住所、氏名、電話番号

新：

旧：

3 建築物の位置

4 変更の理由

（本欄には、記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 処理欄
-------	-------

（注意）

- 1 正本1部及び副本1部を提出してください。
- 2 建築主等の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。